

岡山大学異分野融合教育研究機構 A I ・数理データサイエンスセンター
A I ・数理データサイエンス教育推進部門内規

（令和 7 年 7 月 2 日）
機 構 長 裁 定

（趣旨）

第1条 この内規は、岡山大学異分野融合教育研究機構 A I ・数理データサイエンスセンター規程（令和 7 年岡大異機規程第 1 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、岡山大学異分野融合教育研究機構 A I ・数理データサイエンスセンター（以下「センター」という。）の A I ・数理データサイエンス教育推進部門（以下「部門」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 A I ・数理データサイエンス教育の企画戦略に関すること。
- 二 A I ・数理データサイエンス認定制度対応に関すること。
- 三 A I ・数理データサイエンス教育プログラムの改善・開発に関すること。
- 四 A I ・数理データサイエンス教育プログラムの自己点検・評価に関すること。
- 五 統計エキスパート人材育成プロジェクトに関すること。

（組織）

第3条 部門は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 部門長
- 二 専らセンターを担当する教員および兼務教員のうちセンター長が指名する者
- 三 その他センター長が必要と認めた者

（事務）

第4条 部門の事務は関係部局の協力を得て、学務部において処理する。

（雑則）

第5条 この内規に定めるもののほか、部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和 7 年 7 月 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 7 年 1 月 5 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。